

燃 料 買 入 仕 様 書

第二管区海上保安本部
(秋田海上保安部)

1 目 的

本仕様は、海上保安庁が購入する船舶用主燃料について適用する。

2 件 名

(秋田) 軽油 (免税) 買入 (単価契約)

3 品名・規格及び数量

品名	規 格	単位	予定数量	備考
軽油 (免税)	日本産業規格 (J I S 規格) K 2 2 0 4 (軽油)	L	1 2 , 0 0 0	バージ 渡し

4 契約期間

令和 7 年 4 月 1 日 ~ 令和 8 年 3 月 3 1 日

5 納入場所

秋田船川港秋田区停泊中の指定する海上保安庁船舶

6 契約方法

- (1) 本件は、1 L 当たりの単価契約とする。
- (2) 経済情勢の変動その他の事由により、契約単価の変更を要するときは、協議により変更することができる。

7 納入方法

- (1) 指定された船舶船内タンクへ直接納入すること。
- (2) 受注者は、契約期間の初日までに連絡体制表を提出すること。
- (3) 燃料油の数量、納入日時、場所及び船舶を指定し発注があったときは、これに応じて燃料を納入すること。なお、海難・災害等のやむを得ない場合を除き、巡視船 (P S 型を除く) については夜間 (1 7 : 0 0 ~ 0 8 : 3 0 の間)、巡視艇及び P S 型巡視船については深夜 (2 2 : 0 0 ~ 0 5 : 0 0 の間) の納入は指定しない。
- (4) 発注は原則として平日の日中 (0 8 : 3 0 ~ 1 7 : 0 0) に行うものとする。なお、納入日時が夜間又は休祝日である場合は、可能な限り直前の平日正午までに発注を行うものとする。
- (5) 夜間 (1 7 : 0 0 ~ 0 8 : 3 0 の間) 及び休祝日の積込みについては、積込割増料金を別に請求することができる。この場合、割増料金は発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

- (6) 納入に際しては、受注者が必ず立ち会うこと。
- (7) 4 K Lを超える搭載の場合は、15℃の容積換算による算定数量を納入すること。
- (8) 納入の際は納品書を持参または郵送すること。
- (9) 納入に要する必要経費及び納入完了までに受注者の瑕疵により発生した全ての事故の補償等の経費は、全て受注者負担とする。
- (10) 納入にあたっては、関係法令を遵守し、漏油防止対策を十分に行うこと。

8 検査

- (1) 納入時、検査職員による検査を受けること。
- (2) 納入月の納入予定数量が10 K L以上の場合には、あらかじめ当該燃料の社内試験成績書を検査職員に提出すること。
- (3) 必要に応じて、納入された油類を採取し、試験機関に分析試験を依頼することがある。なお、その際の採取等に要する経費一切は受注者負担とする。

9 支払方法

納入検査合格後、1ヶ月毎の支払いとする。

10 その他

- (1) 予定数量について、実際の納入数量に増減が生じても異議の申立ては行わないものとし、また数量の減に伴う補償的な措置は講じないものとする。
- (2) 法令に定められた書類及び試料の提出を求められた場合は、これに応じること。
- (3) 納入にあたり、業務上知り得た事項に関し、これを他人に漏らし、又は他に利用してはならない。
- (4) この仕様書に疑義が生じた場合は、第二管区海上保安本部総務部補給課担当職員に連絡し協議のうえ、その指示に従うこと。